

研修視察報告書

令和 8年 2月20日

〔会派名： 無会派〕

代表者氏名	三原 淳子	記録者氏名	三原 淳子
視察者氏名	三原 淳子		
視 察 日	令和7年11月6日（木）～11月7日（金）		
視 察 先	各務原市、北杜市		
目 的	ハラスメント条例について視察		

概要

別紙のとおり



各務原市ハラスメント防止等に関する条例について

条例制定の経緯は、最初に女性議員が「議会ハラスメント防止条例案」を提案し、原案が継続審査となった。そして原案の修正案が出され、賛成多数で可決成立している。修正部分は、原案が議長に判断を委ねる部分が大きかった（議長が相談や調査、認定等の業務を全て行う）ところと議会だけでなく、執行部においても条例制定が検討されているので連携の必要性があると判断した。修正案は、①相談機関の設置 ②調査機関・審査期間の設置 ③ハラスメントになりうる議員活動を明記 ④職員以外の者へのハラスメントについても対応する内容としている。ハラスメントの定義と根拠も明確にしている。

ただ、ハラスメントに対応する機関として議会事務局職員が相談員となるしくみで、相談員は当事者（被害者、加害者、関係者）への事実確認等の調査を行い、適切な助言までを行い、それを議長に報告する。議会事務局員が議員の調査をしにくのではないかと思った。議会事務局相談員の調査報告を受け、議会ハラスメント調査委員会が審議を行うが、ここでも再度、当事者への事実確認等の調査が行われるようになっている。公正を期すため、有識者などを参考人として意見をきくことが出来る。そして、議会ハラスメント審査会が設置され、外部の有識者3人で調査委員会の審査結果の検証を行い、ハラスメントに該当するか否かの判断をする。このようにいくつも調査段階があるのはなぜかと疑問に思ったが、それぞれの段階で当事者（被害者、加害者）に不服や事態が改善しなかった場合に次の段階に進むようになっていた。

議員のハラスメント条例と同時に制定された「市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」は、岐阜県内で町長による職員へのハラスメント行為による辞職が続いたことから、職員が安心して働くことができる職場環境を確保するために制定されている。各務原市では議会内、そして執行部においてもハラスメントが実際に起きたことから条例制定がされている。

北杜市「ハラスメント条例」の制定について

市長が選挙公約として掲げ、当選後「北杜市ハラスメント撲滅宣言条例」を提案し可決されている。条例に罰則規定はなく、市長ほか特別職、議員、職員が範を示し、市内企業、市民一体となってハラスメントのない明るい地域をつくっていくという理念条例である。それでも条例制定の発端には実際にハラスメント行為が議会の中にあっただが、ハラスメント撲滅宣言書のハラスメントの撲滅に率先して取り組む内容に全ての議員が署名をしている。また、北杜市のハラスメント相談窓口は人事課で産業カウンセラーが常駐しており、これは被害者が相談しやすい環境も整えている。

ハラスメントは人権侵害であり、その定義はあるが変っていくので常に自身の言動を正していかなければならない。勉強会で名張市議会にもハラスメント条例が必要かを検討したが、条例でしるよりまずは議員が学び自らの襟を正すことが大事で、研修等を行い引き続き勉強をしていく。